

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-10
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第61条 緊急時対策所

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	全般	主に以下の記載表現の適正化を行った。 ・全角半角修正 ・「,」「。」の適正化 ・「切替え」⇒「切り替え」（動詞） ・「各々」⇒「それぞれ」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	全般	「原子炉格納容器」⇒「原子炉格納施設」	被ばく評価除く
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	全般	携帯電話に関する記載を削除	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	全般	緊急時対策所の記載について適正化（図表含む）	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-7	以下の誤記を修正した。 （旧）手順を整備することでため、 （新）手順を整備することで、	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-7	記載適正化 （旧）緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷 （新）通信連絡設備及び無停電運転保安灯	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-7	代替交流電源設備の設計方針について、以下のとおり記載を適正化（下線部参照） （旧） 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所用発電機各2台が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 （新） 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所に2台及び緊急時対策所待機所に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-9	相違理由の追記 女川のがスタービン発電機接続盤はガスタービン発電機から緊急時対策所用高圧母線間に設置しているSA専用の高圧遮断器である。泊の場合は、代替非常用発電機から非常用高圧母線の電路間に遮断器は設置しておらず、DB設備である非常用高圧母線の遮断器で接続して給電する構成である。緊急時対策所としてDB設備の非常用母線の高圧遮断器を記載していないという点においては女川と同等である。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-14 61-添付資料46	以下の誤記を修正した。 （旧）緊急時対策建屋 （新）緊急時対策所	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-14	相違理由の追記 【女川】 ・「等」：女川2号炉は緊急時対策所以外も正圧化する。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-15	記載適正化 （旧）緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷 （新）通信連絡設備及び無停電運転保安灯	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-16	代替交流電源設備の設計方針について、以下のとおり記載を適正化（下線部参照） （旧）可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所用発電機各2台が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 （新）可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所に2台及び緊急時対策所待機所に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能ないように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-16	相違理由の追記 女川のがスタービン発電機接続盤はガスタービン発電機から緊急時対策所用高圧母線間に設置しているSA専用の高圧遮断器である。泊の場合は、代替非常用発電機から非常用高圧母線の電路間に遮断器は設置しておらず、DB設備である非常用高圧母線の遮断器で接続して給電する構成である。緊急時対策所としてDB設備の非常用母線の高圧遮断器を記載していないという点においては女川と同等である。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-19	・緊急時対策所（重大事故等時） （旧）厚さ 650mm以上 （新）厚さ 645mm以上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-25	記載適正化 （旧）緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷 （新）通信連絡設備及び無停電運転保安灯	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-25	代替交流電源設備の設計方針について、以下のとおり記載を適正化（下線部参照） （旧） 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所用発電機各2台が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能のように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 （新） 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急時対策所待機所用に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急時対策所待機所用に1台の合計4台を配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯へも給電できる設計とする。 緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所用に2台及び緊急時対策所待機所用に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能のように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-26	記載適正化：以下の記載を追記 ・代替非常用発電機（10.2 代替電源設備）	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-26	相違理由の追記 女川のガスタービン発電機接続盤はガスタービン発電機から緊急時対策所用高圧母線の間に設置しているSA専用の高圧遮断器である。泊の場合は、代替非常用発電機から非常用高圧母線の電路の間に遮断器は設置しておらず、DB設備である非常用高圧母線の遮断器で接続して給電する構成である。緊急時対策所としてDB設備の非常用母線の高圧遮断器を記載していないという点においては女川と同等である。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-29	記載適正化 （旧） 緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。 （新） 緊急時対策所の電源設備は、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは適切な隔離距離を持った屋外に常設代替交流電源設備として代替非常用発電機を設置し、また、ディーゼル発電機建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策所の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として緊急時対策所用発電機を保管する。さらに代替非常用発電機と緊急時対策所用発電機は100m以上の隔離を有することによって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-29	記載適正化 （旧） 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 （新） 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、重大事故等発生時に電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、さらに故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を保管する設計とする。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-29	相違理由の追記 故障及び燃料給油のために停止する際にさらに必要となる緊急時対策所用発電機についての記載を追記した。（島根と同様）	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-33	記載適正化 （旧）それぞれに各●個（台） （新）それぞれに●個（台）	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-48	図の適正化：第10.9-3図 緊急時対策所 系統概要図（代替電源設備からの給電）	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料1	「無線連絡設備（固定型）」の相違理由の適正化	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料2	相違理由の追記 女川のガスタービン発電機接続盤はガスタービン発電機から緊急時対策所用高圧母線の間に設置しているSA専用の高圧遮断器である。泊の場合は、代替非常用発電機から非常用高圧母線の電路の間に遮断器は設置しておらず、DB設備である非常用高圧母線の遮断器で接続して給電する構成である。緊急時対策所としてDB設備の非常用母線の高圧遮断器を記載していないという点においては女川と同様である。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料7	記載適正化 （旧）緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷 （新）通信連絡設備及び無停電運転保安灯	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料7	記載適正化 （旧） 緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 （新） 緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、重大事故等発生時に電源供給するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、さらに故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を保管する設計とする。また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯にも給電できる設計とする。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料7	相違理由の追記 また、故障及び燃料給油のために停止する際にさらに必要となる緊急時対策所用発電機についての記載を追記した。（島根と同様）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.6.0)	61-添付資料8	相違理由の追記 【女川】 ・「等」:女川2号炉は緊急時対策所以外も正圧化する。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-添付資料11	記載適正化 (旧)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (新)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.6.0)	61-添付資料13	・「無線連絡設備(固定型)」の相違理由の適正化 ・衛星電話設備(FAX)相違理由の追記	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-添付資料16	記載適正化 (旧)緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷 (新)通信連絡設備及び無停電運転保安灯	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-添付資料16	記載適正化 (旧) 緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所各々に、電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 (新) また、緊急時対策所用発電機は通信連絡設備及び無停電運転保安灯にも給電できる設計とする。 緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、重大事故等発生時に電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、さらに故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を保管する設計とする。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.6.0)	61-添付資料16	相違理由の追記 また、故障及び燃料給油のために停止する際にさらに必要となる緊急時対策所用発電機についての記載を追記した。 (島根と同様)	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-添付資料18	記載適正化:以下の記載を追加 (新)代替非常用発電機【常設】	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-添付資料19	図の適正化:第2.18-2図 緊急時対策所 給電系統概要図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料21	記載適正化：代替非常用発電機の記載を追加 (1) 代替非常用発電機 ディーゼル機関 台数 : 2 使用燃料 : 軽油 出力 : 約1,450kW（1台当たり） 発電機 台数 : 2 種類 : 防滴保護, 空気冷却自己自由通風型 容量 : 約1,725kVA（1台当たり） 力率 : 0.80（遅れ） 電圧 : 6.6kV 周波数 : 50Hz 取付箇所 : 屋外（3号炉東側32mエリア）	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料22	相違理由の追記 女川のガスタービン発電機接続盤はガスタービン発電機から緊急時対策所用高圧母線の間に設置しているSA専用の高圧遮断器である。泊の場合は、代替非常用発電機から非常用高圧母線の電路の間に遮断器は設置しておらず、DB設備である非常用高圧母線の遮断器で接続して給電する構成である。緊急時対策所としてDB設備の非常用母線の高圧遮断器を記載していないという点においては女川と同等である。	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料23	表の適正化：常設代替交流電源設備の列を追記	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料35	記載適正化 （旧） また、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。 （新） また、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所用に1台及び緊急時対策所待機所用に1台の合計4台を保管する設計とする。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料35	相違理由の追記 故障及び燃料給油のために停止する際にさらに必要となる緊急時対策所用発電機についての記載を追記した。（島根と同様）	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料36	表の適正化：表2.18-9 接続対象機器接続場所	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料40	相違理由の追記 【女川】 ・設計の相違 女川は緊急時対策所以外も加圧する。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-添付資料41	相違理由の追記 【女川】 ・設計の相違 女川は緊急時対策所以外も加圧する。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料52	誤記訂正 （誤）表3.18-18に示すように （正）表2.18-18に示すように	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料57	以下の誤記を修正した。 「表2.18-22 操作対象機器設置場所」 （旧）緊急時対策所建屋 （新）緊急時対策所	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-添付資料60	記載適正化 （旧）それぞれに各●個（台） （新）それぞれに●個（台）	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料28	緊急時対策所指揮所図の適正化	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料32	緊急時対策所 換気空調系配置図の適正化	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料36	誤記訂正 （誤）非常用送風機による正圧化 （正）可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料37	誤記訂正 （誤）加圧設備による正圧化 （正）緊急時対策所 空気供給装置による正圧化	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料39	緊急時対策所 単線結線図の適正化	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料44	誤記訂正 （誤）電源車（緊急時対策所用）構造図 （正）緊急時対策所用発電機 構造図	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料46	緊急時対策所用発電機用ケーブル 試験系統図の適正化	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料47	誤記訂正 （誤）電源車（緊急時対策所用）試験系統図 （正）緊急時対策所用発電機 試験系統図	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料52	記載適正化：図タイトルの追記 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料53	記載適正化 （旧）緊急時対策所可搬型モニタ （新）緊急時対策所可搬型エリアモニタ	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料57	記載適正化：タイトル位置変更 空気供給装置概略図	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料61	記載適正化 （旧）トランシーバ （新）無線連絡設備（携帯型）	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料63	記載適正化 （旧）衛星電話設備（固定） （新）衛星電話設備（固定型）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料64	記載適正化 （旧）衛星電話設備 （新）衛星電話設備（携帯型） （旧）衛星電話設備（固定） （新）衛星電話設備（固定型）	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料66	記載適正化 （旧）トランシーバ （新）無線連絡設備（携帯型）	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料69	記載適正化 （旧）統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （新）統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 （旧）TV会議システム （新）テレビ会議システム	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料70	記載適正化 （旧）統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （新）統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料73	誤記修正 （誤）緊急時対策建屋 （正）緊急時対策所	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料73	誤記修正 （誤）≡ （正）＝	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-補足資料73	相違理由の記載充実 女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 泊・大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きい場合、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料74	誤記訂正 （誤）（2） （正）（1）	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料74	記載適正化：「 Q_1 」を追記 二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量(Q_1)	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料74	記載適正化 「 Q_2 」⇒「 Q_2 」に修正	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61-9 r.6.0）	61-補足資料75	相違理由の記載充実 女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 泊・大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きい場合、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料76	誤記修正 （誤）緊急時対策建屋 （正）緊急時対策所	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.6.0)	61-補足資料76	相違理由の記載充実 女川の緊急時対策所は屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 泊・大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きい場合、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料78	記載適正化 (旧)図61-5-1 (新)図	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料80	記載適正化 (旧)図61-5-2 緊急時対策所 必要な負荷 (新)図 負荷別燃料消費量	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料91	記載適正化 図「緊急時対策所情報収集設備の概要」の図番削除	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料92	記載適正化 (旧)通信連絡設備 (新)通信連絡設備(第34条 まとめ資料より抜粋)	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料94	記載適正化:表「通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備」 衛星電話設備(固定)⇒衛星電話設備(固定型) 衛星携帯電話⇒衛星電話設備(携帯型) 社内TV会議システム⇒社内テレビ会議システム TV会議システム⇒テレビ会議システム 固定電話⇒加入電話機 FAX⇒加入FAX 固定電話⇒専用電話設備(固定型) FAX⇒専用電話設備(FAX) トランシーバ⇒無線連絡設備(携帯型)	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料95	誤記訂正 (誤)漏えい量:55.2 (正)漏えい量:77.85	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料101	記載適正化 (旧)捕集効率 (新)除去効率	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料101	誤記訂正 表「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの除去効率」の表番号削除 表「可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保持容量」の表番号削除	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61 r.6.0)	61-補足資料102	誤記訂正 (誤)図2.4-8に示す (正)図に示す	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r.6.0)	61-補足資料160	相違理由を充実化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料162	<ul style="list-style-type: none"> 相違理由欄の記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 相違理由を充実化した。 	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料164	表4（緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価の主要条件）に、放出開始時刻を追記した。	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料169	以下の記載の適正化を実施 （旧）格納容器 （新）原子炉格納容器	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料170	<ul style="list-style-type: none"> 表添1-5（直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価条件）の「原子炉格納容器への放出割合」の項目において、具体的な放出割合を記載した。 記載の適正化 （旧）炉心内蔵量 （新）炉心内蔵量 （旧）直接線量評価 （新）直接ガンマ線 （旧）スカイシャイン線量評価 （新）スカイシャインガンマ線 相違理由欄の記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料172	相違理由の充実化	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料181	相違理由の充実化として、棄却数の先行実績を示した。	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料187	相違理由を適正化した。	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料192	大飯実績の反映として記載を適正化 （旧）評価対象方位における χ/Q がゼロとなるため （新）評価方位における χ/Q がゼロとなるため ・相違理由を充実化	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料198	相違理由を充実化	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料213	女川実績の反映として以下を追記 「核種ごとエネルギーごとの放出率[MeV/(Bq・s)]は、制動放射（UO2）を考慮したORIGEN2 ライブラリ（gxuo2brm.lib）値から求めた。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料214	相違理由を充実化	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料215	<ul style="list-style-type: none"> 相違理由を充実化 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料221	<ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映として、以下を追記 「なお、放射性物質は、緊急時対策所指揮所用空調上屋北東部の外壁における相対濃度を用いて求めた濃度で、緊急時対策所の屋上及び緊急時対策所周りの地表面に様に沈着しているものと仮定した。具体的な評価方法を以下に示す。」 記載の適正化として以下を記載 「また、沈着した放射性物質は再浮遊等せずに7日間堆積し続けると想定し線源を設定した。」 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料222	<ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映として、以下を追記 「核種ごとエネルギーごとの放出率[MeV/(Bq・s)]は、制動放射（UO2）を考慮したORIGEN2 ライブラリ（gxuo2brm.lib）値から求めた。」 相違理由欄の記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料223	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化として以下を削除 「また、沈着した放射性物質は再浮遊等せずに7日間堆積し続けると想定し線源を設定した。」（p61に移動） 「また、グランドシャイン線源としては、保守的な地表への沈着速度（乾性沈着速度の4倍）を考慮した。」（内容はp62に記載有） 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 （旧）緊急時対策所指揮所用空調上屋北東部の外壁における相対濃度で （新）指揮所用空調上屋北東部の外壁における相対濃度を用いて求めた濃度で 	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料225	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料225	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 （旧）EL （新）T.P. 	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料226	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 （旧）EL （新）T.P. 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料227	・記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料228	・記載の適正化 （旧）許容差 （新）施工誤差	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料228	・記載の適正化 （旧）スカイシャイン線 （新）スカイシャインガンマ線 （旧）新設緊急時対策所 （新）緊急時対策所	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料229	図添10-1の修正	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料230	相違理由を充実化した。	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料231	相違理由を充実化した。	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料245	・女川実績の反映として、吸入摂取による内部被ばくの評価式の表現を修正。 ・相違理由を充実化	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料245	女川実績の反映として、外部被ばくの評価式の表現を一部修正。	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料253～261	相違理由を充実化	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料266	大飯実績の反映として以下を追記 「緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストと緊急時対策所内に設置する」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料267	<p>大飯実績の反映として以下を削除 「炉心損傷後、原子炉格納容器の圧力が上昇し、同時にモニタリング設備、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が0.01mGy/h以上となった場合には、緊急時対策所建屋扉の閉止及び空気供給装置加圧準備を行う。 加圧準備開始の判断基準については、炉心損傷後、原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線による線量率が最小となるモニタリング設備等の線量率のピーク値が約0.017mGy/hであることから、ピーク値よりも低い線量率である0.01mGy/hを設定する。 また、可搬型空気浄化装置が稼動する前の段階で、早期に炉心損傷に至る場合にも、緊急時対策所建屋扉の閉止及び空気供給装置加圧準備を行うこととする。 その後、」 「加圧開始判断基準については、炉心損傷後、原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線による線量率が最大となるモニタリング設備等の線量率のピーク値が約3.5mGy/hであり、また、プルーム放出時の線量率については希ガスが1時間で全て放出されたと想定した場合、いずれの方向にプルームが移動してもその付近のモニタリング設備等の線量率が100mGy/h以上となることから、大規模な放出に対する基準としてはその間の線量率である5mGy/hを設定する。 具体的な線量率推移のイメージを図添14-5に、緊急時対策所付近の線量率及びプルームの移動時間に係る評価結果を表添14-2及び表添14-3に示す。」 「一方、より小さな希ガス放出率のケース等にも対応できるよう、上記によらず、緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.100mSv/h以上になる場合においても、緊急時対策所への給気を可搬型空気浄化装置から空気供給装置加圧に切替える。」 ・合わせて、前回提出資料における、図添14-5、表添14-2、表添14-3を削除</p>	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料267	<p>以下の誤記を修正した。 （旧）緊急時対策所建屋扉 （新）緊急時対策所扉</p>	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.18 緊急時対策所【61条】（SA61 r.6.0）	61-補足資料268	<p>以下の誤記を修正した。 （旧）緊急時対策所建屋扉 （新）緊急時対策所扉</p>	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料267～277	資料構成見直しによる図表番号の変更	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料308	<p>前回提出時における添付資料16「被ばく評価に係るケーススタディについて」は、過去の大飯3、4号炉審査実績の反映として添付していたものであるが、大飯の旧緊急時対策所は7日間での線量が高かった(55mSv)ため掲載していたものであり、大飯も新設した緊急時対策所に対しては本資料を添付していないことを踏まえ、当社資料としても記載しないこととした。 これに伴い、審査ガイドへの適合状況を添付資料16に繰り上げた（目次にも反映）。</p>	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料311	<p>記載の適正化 （旧）原子炉建屋内 （新）原子炉格納容器内</p>	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料311	<p>女川実績を踏まえ、記載を適正化 （旧）緊急時対策所は、設計に基づき空気供給装置によって緊急時対策所内を加圧又は換気設備によって外気を取り入れて緊急時対策所内を加圧するため、フィルタを通らない空気流入はないとしている。 （新）緊急時対策所は可搬型空気浄化装置及び空気供給装置により加圧状態を維持する設計とするため、外気の直接流入は防止される。</p>	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r.6.0）	61-補足資料312	<p>先行実績反映として以下を削除 「また、建屋影響を受ける大気拡散評価を行うため保守的に地上風（地上約10m）の気象データを使用している。」 「放出点（地上）から近距離の建屋（原子炉格納容器）の影響を受けるため、」</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料313	先行実績反映として以下を削除 「放出源（地上）から最も近く、巻き込みの影響が最も大きい建屋として」	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料316	先行実績反映として以下を削除 「空気供給装置によって緊急時対策所内を加圧又は換気設備によって外気を取り入れて緊急時対策所内を加圧することを前提としているため、フィルタを通らない空気流入はないものとしている。」	
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料319	大飯実績反映として以下の表現を適正化 （旧）短時間 （新）短期間	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 61条（SA61H-9 r. 6. 0）	61-補足資料319	先行実績反映として以下を削除 「放出エネルギーは考慮しない。」	